

新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について

令和5年2月15日
伊丹市長 藤原 保幸

国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、3月13日以降のマスク着用の考え方について、原則「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる」とことと決定しました。

また、兵庫県では、一日の平均外来患者数感染者が一日約9千人以上の「流行期」としていた態勢を、2月15日から平均5千人以上とする「感染拡大期」に変更しました。

これに伴い、伊丹市におきましても、以下の通り対応方針を改定いたしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

- マスク着用について、3月12日まで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていますが、3月13日以降については、国・県の方針に準じて、個人の判断に委ねることといたします。しかしながら、以下の場合にはマスクの着用についてご配慮をお願いします。
 - ① 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な次の場面では、マスクを着用しましょう。
 - ・ 医療機関受診時
 - ・ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ・ 通勤ラッシュ時等、混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時（当面の取扱）
 - ② 新型コロナウイルス感染症の流行期に、重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、感染から自身を守るための対策として、マスクの着用が効果的です。
 - ③ 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないため外出を控え、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用するようにしましょう。
 - ④ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスク着用にご配慮ください。

なお、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。

本人の意思等に反してマスクの着脱を強いることがないよう、また個人の主体的な判断が尊重されるよう、みなさまのご配慮をお願いします。